

松本市女性センター・パレア松本 心と生き方の相談 相談方針

令和3年3月11日

1 目的

松本市女性センター及び相談員は、相談者の抱える様々な悩みや問題等に対し、相談者が自らの力で解決へ向かえるように支援する。

2 管轄業務

松本市女性センターは次のことを行う。

- (1) 相談事業の周知、運営
- (2) 相談室の管理
- (3) 相談者からの相談依頼に対する案内、予約受付
- (4) 年間の相談日程の調整
- (5) 相談員の採用、サービス、謝礼に関すること
- (6) 相談員の資質向上のための勉強会の開催
- (7) その他、所属長が必要と認めたもの

3 相談者

(1) 属性

性別や年齢は問わない。

(2) 相談内容

問わない。ただし、法律や各種制度等に直接関係する専門的な内容の場合は、適切な窓口を紹介することもある。

(3) その他

相談者が医療機関（精神科や心療内科）において精神疾患で治療中の場合は、主治医の治療方針を乱さないために主治医からの許可を得た者のみを対象とする。

4 相談員

相談員は、男女共同参画の視点を持ち、相談経験や実績のある専門の相談員が対応する。また、相談員は次の資格のいずれかを保有する者とする。なお、複数の資格を保有することは排除しない。

- (1) 公認心理師
- (2) 臨床心理士
- (3) (シニア) 産業カウンセラー
- (4) 認定心理士
- (5) 心理カウンセラー
- (6) その他、上記と同等に資すると認められる者

5 相談形式

相談は、電話による形式と面接による形式をとる。

相談場所はいずれも松本市女性センター 相談室とする。

6 守秘義務

松本市女性センター及び相談員は、相談者に関して職務上知りえた情報を漏らしてはならない。相談者の情報を他者へ開示する場合は、あらかじめ相談者の了解を得ることとする。ただし、相談者の生命に緊急の危険が差し迫っている場合は、この限りではない。

7 情報公開請求への対応

相談実績のある相談者本人からの情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例及び松本市個人情報保護条例に基づき、情報を開示する。

8 その他

この方針に定めのない事項は、別途関係者で協議し、決定するものとする。

(適用日)

この方針は、令和3年4月1日から適用するものとする。